

中1の保護者さまへ

中学1年生になると、学習や生活環境、人間関係などの大きな変化に直面します。それを上手に乗りこえていけないと勉強についていけない、学校が楽しくない、そしていじめなどの問題をかかえてしまうことがあります。思いもしなかった万引きをして補導されてしまうことも。

**窃盗(万引き)について
一度お子さんと話し合ってみませんか?**



こちらから▶

お読みになった
ご意見・ご感想を
お寄せください。



中文

Tiếng Việt

English

Português



特定非営利活動法人
全国万引犯罪防止機構

この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。**ケーチャン** 宝くじ



まさか

うちの子が万引きをするなんて!!

これからご紹介するのは、《「非行」と向き合う親たちの会》の保護者の皆さんとの体験談です。

ある日突然わが子の万引き犯罪に直面してしまった…



スポーツ少年だったが……

ずっとサッカー少年で頑張っていましたが、部活の先生と合わず辞めてしまい、その後は遊びだし、万引きで警察に迎えに行きました。私は息子を許せず泣いてたたき、息子も暴言と暴力。家はガタガタ。悲しくて死にたくなりました。そんな時に参加した「非行」の子の親の会の学習会で「病気が体の弱いところに出るよう、家の中の一番弱いところに問題が出る」という話を聞きました。我が家で一番弱い位置に息子がいることに気づきました。息子を無理やり変えようとしていた私。私の人生もそれでは苦しいだけだと思い、また自分の趣味に目を向けるようにしたら、私も家庭も穏やかになりました。

息子も自分のやりたいことが見つかった様子。まだまだ親も自分を試されるでしょうが、焦らず子どもを信じつつ前を向いていこうと思います。子どもの問題には理由があるのですね。（Hさん・母親）

子どもの心に気が付いた

私立中学に合格した我が子は、楽しい中学校生活を送っていると思っていた。でも、そういう年頃なのかだんだん親との会話が減り、とりわけ父親の私とは口も利かない状態でした。

そんなある日、学校から連絡があり、コンビニで万引きをしたというのです。「なんてことをしてくれたんだ！」と強く叱り一緒に店に謝罪に行きました。当時の私は、子どもの心の奥を考えることもなく、今思えば、恥をかされた悔しさを子どもにぶつけたのでした。そして、学校には退学を申し出て地元の公立中学校に転校させました。当然そのほうが通いやすいだろうと思ったのです。

ところがそんな親の思いとは裏腹に、今度は完全な不登校になりました。家から出す話もしない。それはまた、すごくつらかったです。何度も何度も夫婦で話し合い、子どもの心を知りたいと思いました。「非行」の子の親の会に参加し、同じような体験をした人たちと語り合うことで孤立から救われ、子どもの状態や本心に気付けて、「寄り添う」ことができるようになりました。



子どもの笑顔が戻ったころ「ここなら行けそう」と言う高校に入学。その後は高校生活を満喫している様子です。親が抱え込みます、誰かに相談できることが大切だと感じます。（Uさん・父親）

鑑別所に送られた娘。今はいい関係に

頑張り屋さんの娘は、小学6年生の時、スーパーマーケットで文房具を万引きしました。ショックでした。なぜそんなことをしたのか問い合わせしても、口をつぐんだまま。私たち夫婦は、心配のあまり、監視のまなざしで見ていたと思います。会話は減り、子どもの心はさらに見えなくなりました。

中学校に入って間もなく、今度は突然に数日の家出をしてしまいました。万引きの件もあり心配はマックスに。とにかくこれ以上の暴走をしないようにと願ったのですが、家出も増え何度も補導されるまでになり、ついに事件に巻き込まれて捕まりました。娘は鑑別所に送られ、この時、「非行」の子の親の会を知りました。会では、誰にも言えない我が家の中の出来事を正直に話しました。みんな私や娘を責めず、一緒に涙を流して聞いてくれました。そして皆さんの話からもたくさん学ぶことができました。



今、娘は母親になって子育て中。私たちともいい関係です。最初の万引きのことは今もわからないことだけです。でも、今、信頼できる関係になれたのは、私たちが娘の世界に必要以上に踏み込まないようにし、それが伝わったからではないかと思うので、私からは聞きません。（Aさん・母親）



「非行」と向き合う 親たちの会 (あめあがりの会)

この会は、子どもの非行や行動で悩んでいる親の自助グループとして、1996年にスタートしました。意見をしたり、アドバイスをしたりする場ではなく、自由に話ができる場所です。

* 語り合う交流会（例会）を中心に活動しています。

ご希望の方には会の資料をお送りします（無料）。

電話：03-5348-7265 mail : ameagari@cocoa.ocn.ne.jp

個別相談（有料）は、心理士・弁護士他の相談員。お気軽にご連絡ください。



代表：春野 すみれ様

I

子どもの万引き、保護者が知らないその実態

子どもが万引きをしてしまう。そこにはさまざまな背景が見え隠れします。

背景① 自分が欲しいから 万引きをする	背景② 友だちの影響で 万引きをする	背景③ ゲーム感覚で 万引きをする
お小遣いでは買えない	それを持っていないと 仲間に入れてもらえない	ゲームをしているような 感じで
親には頼めない	友だちの誘いを断れなくて	友だちと軽い気持ちで
単に欲しかった	友だちに命令されて	捕まらないだろう、捕まつたら それは運が悪かったから

「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会「万引きに関する調査研究報告書」より

見つからなければ、またやっちゃう？

万引きは繰り返すうちに、罪悪感を感じなく
なって常習化していくことがあります。

■ 再び万引きをする理由

- 1位/見つからなかったから
- 2位/注意されなかったから
- 3位/代金を支払い、許されたから

■ 万引きをする時の気持ち

はじめての万引き	10回以上の万引き
1位/いけないことだと迷った	1位/スリルがあって楽しかった
2位/見つかるのが怖かった	2位/何も感じなかった

東京都「子どもに、絶対、万引をさせない!!宣言」より



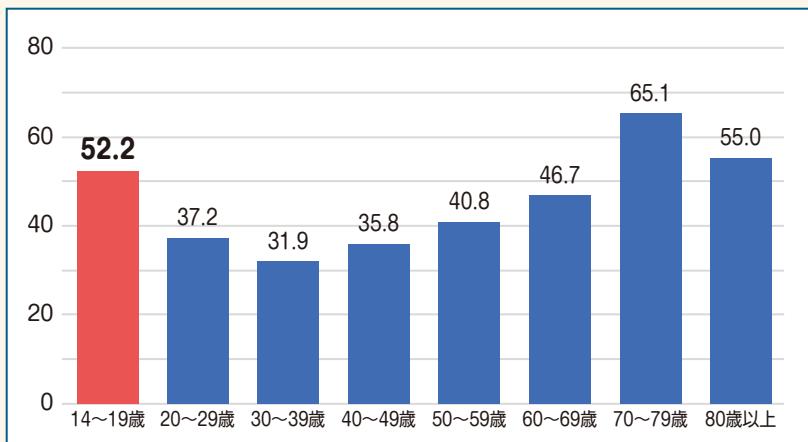
- 1位 食品（菓子、ジュースなど）
- 2位 玩具（ゲームソフトやトレカなど）
- 3位 雑貨（文具など）

4位 書籍、マンガ

5位 衣類

（警視庁生活安全総務課集計）

年齢層別万引き検挙人数比率 (2021年 人口10万人当たり)



青少年の万引き検挙
人数比率は他の年齢
層に比べて高いこと
が判ります。
中学に入り生活環境
などが変化するこの
時期、お子さんと万
引き犯罪について話
し合ってみましょう。

警察庁：刑法犯に関する統計資料より

2

万引きに関するクイズです。

Q1

商品をバッグや服に隠しても、店から出なければ万引きとはならない。



Q2

万引きが見つかっても、お金を支払えば罪に問われない。



Q3

犯罪に問われるのはどれでしょう。

[ア] 友だちに頼まれて見張りをした



[イ] 友だちに盗ってくるように頼んだ



[ウ] 友だちが万引きした物をもらった



答え

万引きを「軽く」考えたら大間違！ それは「重い」犯罪なのです。

万引きは窃盗罪
(刑法第235条)

他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役
または50万円以下の罰金に処する。

Q1



代金を支払わずに、商品を店の外に持ち出したら窃盗罪です。
だからといって、店の外に持ち出さない限り問題ないと思って
はいけません。店内であっても、精算前の商品をバッグや服な
どの中に隠したら窃盗罪に問われることもあります。



Q2



万引きしても、お金を支払って弁償すれば罪に問われないと
思ったら大間違！ あとでお金を支払っても窃盗をしたこと
に変わりなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。

Q3

いずれも
犯罪です

[ア] 見張りをしたら、一緒に万引きをしなくても共同正犯 (刑法第60条)
または帮助犯 (刑法第62条)となる可能性があります。

[イ] 友だちをそそのかして万引きをさせると、教唆犯 (刑法第61条)として
罰せられる可能性があります。

[ウ] 盗品であることを知っていてもらうと、盗品等無償譲受け罪 (刑法第256条1項)
に問われる可能性があります。

きょうどうせいいはん

ほうじょはん

きょうさはん

3

お子さんが万引き! どう対応したらよいでしょう。

理由を聞く

なぜ万引きをしたのか。先ずは話し合う場を設けて、万引きをしたときの理由や気持ちを聞き、事実を正しく把握しましょう。

学校の問題や、いじめや仲間外れなどの友人関係、あるいは、放任や不和、過干渉などの家庭問題が、万引きの引き金になっている場合があります。

感情的にならず、「万引きは犯罪」、「絶対にしてはいけないこと」と理解させましょう。



一緒に万引きしたお店に謝りに行く

保護者が謝罪する姿を見ることで、お子さんは自分がしてしまったことの重大さに気づきます。

『子どもなんだから…』『弁済すればいいんじょ』『他の子もやっている』などと言ってかばうと、せっかくの更生の機会を台無しにしてしまいます。

一緒に解決策を考える

万引きをするにいたった理由・原因について、お子さんと話し合いながらその解決策と一緒に考えましょう。

必要に応じて、地域の児童相談センターや教育相談センターなど第三者にアドバイスを求めてみるのもいいでしょう。

万引きを「二度としない」とお子さん自身が決意できることが大切です。



4

一度、お子さんと話し合ってみませんか? 万引きについて、こんなコト・あんなコト

?!
万引きについて
どう思う?

?!
友だちから
万引きを誘われたら
断れる?

?!
そもそも
どうして万引きを
してはいけないの?



万引きの誘いに打ち勝つ自信ができたならば、きっとほかの非行も防ぐことができます!

この年ごろの子どもと話し合うときは、
諭すのではなく、子どもが話すことじっくり聞く姿勢が大切です。

- 1 話しやすい場所と時間を設ける
- 2 よく聞く姿勢・態度を示す
- 3 話の内容を否定や批判をせずにそのまま受け止める
- 4 何か他の事をせずに集中して話し合う
- 5 相づちを打ったり頷いたりして話を聞く
- 6 その行動をした時の気持ちを共に感じる
- 7 子どもが使った言葉を用いて返し、理解していることを伝える
- 8 良い点を見つけてほめる
- 9 会話が進んでいくように考えて質問をする
- 10 子どもの動作に応じて鏡のように自分の動作も合わせてみる

そんなときはひとりで悩まず、周りの人たちに相談してみてはいかがでしょう。

また、下記の機関などに相談するのもよい方法です。

子どもが万引き…
どうしたらいいの？



文部科学省 [24時間子供SOSダイヤル]

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会の相談機関が夜間・休日を含めて24時間対応

0120-0-78310
(なやみ言おう)

● お読みになっていかがでしたか？

表紙のQRコードからぜひ、ご意見・ご感想をお寄せください。

■発行／特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2
書店会館4階
TEL. 03-5244-5612 FAX. 03-5244-5613
<https://www.manboukikou.jp> [2023年6月発行]

■監修／土井 隆義 [筑波大学人文社会系教授(社会学) 博士(人間科学)]
■企画協力／一般社団法人 日本経済教育センター
協 力／全日本中学校長会生徒指導部
■後援／文部科学省・警察庁・日本小売業協会
■協力／工業会 日本万引防止システム協会

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



移動採血車



全国各地で運行している
献血バスを寄贈



ベンチ



全国の公園緑地等に
ベンチを設置



フラワープランター



観光地の環境美化活動の
推進を目的として寄贈



宝くじ桜



日本全国に
さくら若木を寄贈



車いす



博物館利用者のために
車いす等を寄贈



一輪車



体力つくり実践校等に
一輪車を寄贈



バス停留所施設



バス停上屋と
風防施設を設置



すこやか広場



こどもの国(神奈川県)に
健康器具や遊具を設置



検診車



胃部・胸部X線撮影車
として寄贈

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、
教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

たいせつな人を 悲しませないで 万引き犯罪で…

見つかってもお金を払えば
いいんでしょ!

万引したあとにお金を払っても、窃盗をしたことには変わりはありません。

■ 窃盗罪

友だちに頼まれて見張りを
しただけ!

見張り役をしたら、一緒に窃盗をしなくても
犯罪を助けた共犯になります。

■ 共同正犯 または 帰助犯

友だちに盗ってくるよう
頼んだだけ!

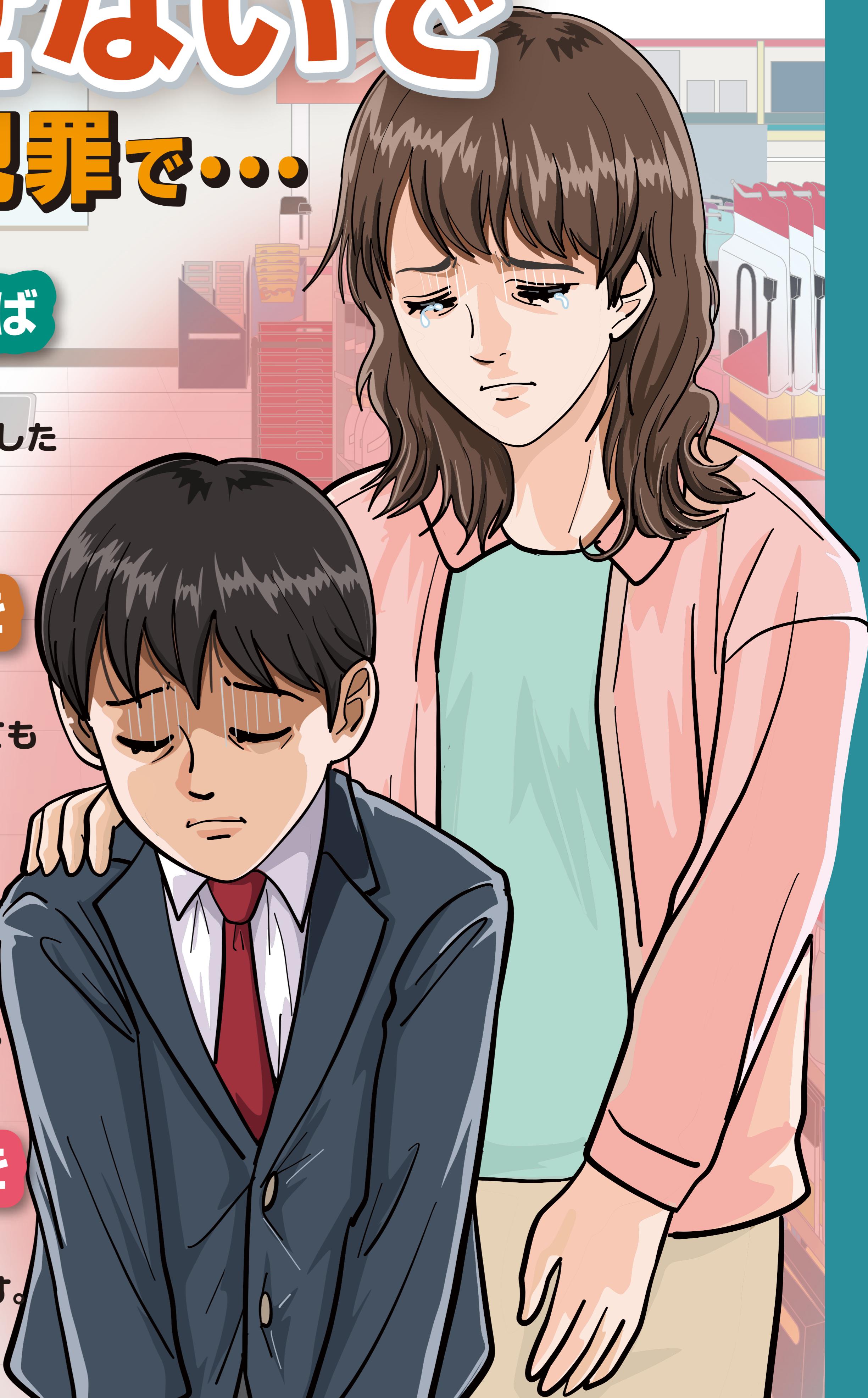
友だちをそそのかして窃盗をさせた罪です。

■ 教唆犯

友だちが万引きしたもの
もらっただけ!

盗品であることを知っていてもらった罪です。

■ 盗品等無償譲受け罪



隠したら店を出ずとも窃盗犯!

精算前の商品をバッグや服に隠した場合、店内でも「窃盗罪」になります。

お店からは被害弁済だけではなく、対処にかかる費用等を損害賠償請求されることがあります。

万引きは10年以下の懲役 または 50万円以下の罰金! すべて警察に通報されます。

ご覧になったご意見・ご感想をお寄せください。



特定非営利活動法人

全国万引き犯罪防止機構

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階
Tel. 03-5244-5612 Fax. 03-5244-5613
<https://www.manboukikou.jp>

* この壁新聞は全国万引き犯罪防止機構のホームページで閲覧・ダウンロードできます。

企画協力 一般社団法人 経教 日本経済教育センター <http://www.keikyo-center.or.jp/>

編集専門委員: 池田 三知子 (一社)日本経済団体連合会SDGs本部長 三枝 利多 前東京都墨田区立東山中学校教諭
(50音順)
篠田 健一郎 東京都立西高等学校教諭 高山 知機 東京都世田谷区立太子堂中学校校長

協 力: 全日本中学校長会生徒指導部

後 援 文部科学省/警察庁/日本小売業協会

協 力 工業会 日本万引き防止システム協会



この壁新聞は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

